

野々市市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、野々市市監査基準（令和6年野々市市監査委員告示第1号）に準拠し実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和8年2月26日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

令和7年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象及び監査の範囲

野々市中学校、御園小学校、菅原小学校、館野小学校
令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された所掌事務事業

2 監査の期間

令和7年11月28日から令和8年2月10日まで

3 監査の実施場所

野々市中学校、御園小学校、菅原小学校、館野小学校、野々市市役所監査委員室

4 監査の執行者

監査委員 東田 敏彦
監査委員 中村 義彦

5 監査の実施内容

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類について調査を行うとともに、監査対象施設の関係職員及び市教育委員会の部長以下関係職員から説明を聴取し、質疑応答を行った。

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、監査した範囲においては概ね適正に執行されていると認められた。なお、監査対象施設及び市教育委員会において改善が望まれる事項について、所管課長に指示したので記述を省略した。